

「障がい」はどこにある？ 社会モデルという視点

2016年に施行された障害者差別解消法が、昨年5月に改正され、合理的配慮の提供が、民間事業者へも義務化されました。

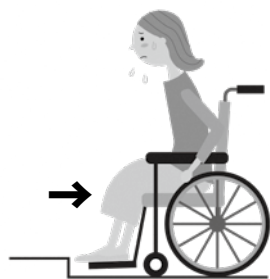
障がいのある人が日常生活や社会生活で困る原因はどこにあるのでしょうか。今回は、障害者差別解消法の根底にある、障がいの社会モデルの考え方からその答えを紐解いていきたいと思います。

医学モデルから社会モデルへ

これまで長い間、障がいのある人が日常生活や社会生活で困ってしまうのは、「その人の心身に障がいがあるから」と考えられてきました。この考え方を「医学モデル（図1）」といいます。

【図1】医学モデル

歩くことができないから移動に困っている

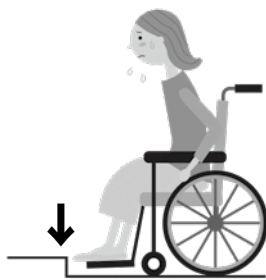


これに対し、障がいのある人が不利をこうむるのは、「障がいのある人のことを考慮せずつくられてきた社会の側に原因がある」という

捉え方が、国際的に広がり、我が国でも重要視されるようになっていきます。これが「社会モデル（図2）」です。

【図2】社会モデル

段差が移動の妨げをして困らせている



社会モデルに基づく合理的配慮

例えば、この図を社会モデルの視点で見た場合、徒歩を前提として作られた段差がバリア（活動を妨げる障壁）となって、車いすに乗った人の移動を困難にしていま

す。そこで段差をスロープに置き換えれば、移動できるようになります。このように、無理のない範囲で、本人の意向に沿ってバリア解消の手立てをとることを「合理的配慮の提供（図3）」といいます。

【図3】合理的配慮の提供

バリアをなくせば移動の障がいは解消される



社会モデルの視点に立つと見える障がいの在りか

障がいのある人にとってのバリアには、物理的なもののほか、制度やルール、障がいのある人に対する人々の偏見や無理解などがあります。そうしたさまざまな「社会のバリア」と、「個人の心身機能の状態」が相まって、障がいはつくり出されるというのが社会モデルの考え方です。医学モデルでは見えてこなかった障がいのある人の「障がい」が社会モデルに立つと見えてきます。障がいのある人も、障がいのない

人も同じ権利を持っています。しかし、私たちが暮らす社会は、障がいのない人の利便性が優先されてきた結果、障がいのある人にとってはバリアの多い、偏ったつくりになっている現状があります。合理的配慮の提供は、その偏りを是正していくための手段の一つなのです。社会モデルの考え方は、これまで「あたりまえ」だと感じていた社会の偏りに気づかせてくれる、あらゆる人権問題の解決につながる考え方です。誰もが暮らしやすい社会の実現のために、私たち一人一人が身近なところから、「あたりまえ」だと思ってきたことを今一度見つけ直してみませんか。

YouTubeで人権啓発パネル展を公開しています

12月4日～12日、おりなす八女で実施した「人権啓発パネル展」の様子を公開しています。

このパネル展では、市立学校児童生徒が描いた人権ポスターや人権のまちづくりに取り組む団体の活動紹介などを展示しました。

